

当別町監査告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第2項の規定に基づき、平成24年6月12日
付けで当別町議会から請求された監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定により、
別紙のとおり監査結果を公表します。

平成24年8月13日

当別町監査委員 米 口 稔

当別町監査委員 桐 井 信 征

閱 覧 場 所

当別町役場掲示板

監査委員室並びに議会事務局

議会請求に基づく監査結果報告書

第1 監査対象事項

渋谷俊和議員（以下「渋谷議員」という。）に対し当別町長（以下「町長」という。）が交付した平成23年度政務調査費が当別町議会政務調査費の交付に関する条例（平成15年当別町条例第24号）当別町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成15年当別町規則第4号）等の規定のとおり適正に使用されたものかについて。

第2 監査の対象

渋谷議員の平成23年度政務調査費収支報告書

第3 監査の期間

平成24年6月27日から同年8月10日まで

第4 監査の方法

渋谷議員が議長に提出した平成23年度政務調査費収支報告書について監査を実施した。なお、提出された証票書類は真正なものであることを前提としている。

また監査の実施にあたっては、議長、副議長、議会運営委員会委員長、同副委員長、議会事務局職員の対面調査を実施するとともに、本件監査対象の関係人として、渋谷議員の対面調査を実施した。

第5 監査の着眼点

- 1 政務調査費の交付に関する議会事務局の事務が当別町議会政務調査費の交付に関する条例、当別町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則、政務調査費の手引き等の規定に基づき適正に執行されているか。
- 2 政務調査費は、当別町議会政務調査費の交付に関する条例、当別町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則、政務調査費の手引き等の規定に基づき適正に使用されているか。
- 3 領収書等の証拠書類が収支報告書に添付されているか。
- 4 支出目的、支出内容は妥当か。
- 5 不適正な用途への支出はないか。

第6 事実確認等

1 議会監査請求の経緯

平成24年4月23日、渋谷議員から平成23年度交付の政務調査費の収支報告書が議会事務局に提出された。議会事務局職員は、ほとんどの支出が、当別町議会政務調査費の交付に関する条例、当別町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則、政務調査費の手引きに例示されている用途基準に合致しないと判断し、これらの支出については返還手続きが必要であることを伝え、他に添付できる領収証があれば提出するよう説明し、報告書を渋谷議員に差し戻した。4月26日に事務局職員は用途基準に合致しない支出について速やかに返還するよう渋谷議員に説明したが、4月27日に渋谷議員が再度提出した収支報告書は、一部支出科目を変更しただけで、添付された領収書は前回4月23日に提出されたものとまったく同じものであった。

渋谷議員は、平成23年度交付の政務調査費のうち、用途基準に合致しない支出について返還手続きをとらなかったことから、平成24年5月24日、議長は、用途基準に合致しない支出を平成23年度の出納閉鎖期限内である5月末日までに返還するよう渋谷議員に口頭で伝えた。

渋谷議員は、用途基準に合致しない支出の返還手続きを履行しないことから、議長は渋谷議員

には当該支出を返還する意思がないと判断し、平成24年5月28日付け当議第155号によって平成23年度交付の政務調査費のうち、使途基準に合致しない支出について早急に返還するよう勧告した。

平成24年6月11日、平成24年第2回当別町議会定例会本会議において、地方自治法第98条第2項の規定により、平成23年度に渋谷議員に交付した政務調査費に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求する議決があり、6月12日付け当議第188号により、議長から監査委員に対し監査請求された。

2 政務調査費の支出および使途基準の根拠法令等

(1) 地方自治法

地方自治法第100条第14項で、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額および交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定されている。また同条第15項で、「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入および支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。

(2) 当別町議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）

第2条 政務調査費は、当別町議会の会派（所属議員が2人以上の会派をいう。）又は議員の職にある者に対し交付する。ただし、議員の任期が満了する年度においては、その満了前の会派又は議員に対する政務調査費は、交付しない。

第3条 会派に係る政務調査費は、当該会派の所属議員の数に年額120,000円を乗じて得た額を会派に交付する。ただし、年度の途中において議員となり、当該会派の所属議員となった場合の政務調査費は、任期の開始月からその年度末までの月数に10,000円を乗じて得た額とする。

第3条第2項 前項の所属議員の数は、毎年度、4月1日（任期満了による一般選挙がある場合は、当該一般選挙後初めて会派が構成された日）における各会派の所属議員数による。

第4条 議員に係る政務調査費は、毎年度、4月1日に在職する議員に対し年額120,000円を交付する。ただし、年度の途中において議員となった場合の政務調査費は、任期の開始月からその年度末までの月数に10,000円を乗じて得た額とする。

第8条 会派又は議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

第10条 会派の代表者又は議員は、その年度の政務調査費について、別に定める様式により収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

第10条第4項 前3項の収支報告書には、支出に係る領収書等の証拠書類を添付しなければならない。

第11条 会派の代表者又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費に資するための経費として支出（第8条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）した総額を控除してなお残余がある場合、当該残余の額に相当する政務調査費を町長へ返還しなければならない。

(3) 当別町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）

第5条 条例第8条に規定する使途基準は、会派に係る政務調査費については、別表第1、議員に係る政務調査費については、別表第2のとおりとする。

なお、平成24年2月9日に、規則の一部を改正する規則が公布され、使途基準を示した別表中、広報費の項目を削除し、平成23年度分の政務調査費から適用することとなった。

(4) 政務調査費の手引き(以下「手引き」という。)

議会は、平成23年度から議会改革に取り組んでいる。検討項目のひとつとして、政務調査費の用途基準の明確化について検討し、平成24年2月に手引きを策定し、平成23年度分の政務調査費から適用することとした。

手引きでは、規則第5条に規定している用途基準をより明確にするため、政務調査費の支出ができない項目と参考事例を掲載するとともに、私的活動との区分が困難な経費については、按分によらず支出できないものとしている。

3 政務調査費の交付および収支報告

政務調査費は、議員一人当たり年額120,000円が交付される。平成23年度は、議員の改選期であったため、議員の任期は平成23年5月1日からで、この場合は任期の開始月から年度末までの11月に10,000円を乗じた110,000円が支給される。ただし、平成23年度における政務調査費の交付の減額に関する条例(平成23年当別町条例第9号)の規定により、20パーセントに当たる額を減額することとしているので、平成23年度の政務調査費は、議員一人当たり110,000円から20パーセントを減額した88,000円が交付されている。

渋谷議員の政務調査費は、平成23年6月6日に請求され、同年6月16日に交付決定、同年7月8日に88,000円が交付された。また、渋谷議員の平成23年度収支報告書は平成24年4月27日に提出された。

4 議会および議会事務局、渋谷議員に対する聴取

(1) 議会に対する聴取

平成24年7月17日、監査委員室において、議長、副議長、議会運営委員会委員長、同副委員長の4名に対し事情聴取した。議会監査請求に至った事実確認、手引き策定に至った経緯と内容の確認、各議員の政務調査費の使用状況、支出項目等について説明を受けた。

(2) 議会事務局に対する聴取

平成24年6月27日、7月12日、監査委員室において、議会事務局の2名の職員に対し事情聴取した。議会監査請求に至った事実確認、政務調査費の支出および用途基準の根拠法令等の確認、渋谷議員の政務調査費について、支出の大半が用途基準に合致しないとした理由の説明を受けた。

(3) 渋谷議員に対する聴取

平成24年7月30日、監査委員室において渋谷議員に対し事情聴取した。渋谷議員が主張している自らの政務調査費の支出は正当であるという見解を再確認した。

第7 監査結果

1 会議費

議会報告会会場費として14,300円を計上、7件の領収書が添付されている。このうち6件の領収書は、「明るい当別をつくる会」宛になっており、報告会の主催者は渋谷議員が代表を務める団体である。政務調査費とは、会派又は議員の調査研究に資するための費用として交付されるものであり、団体が主催者である議会報告会会場費は政務調査費で支出できない。

残り1件の領収書は、平成23年9月6日の百年会館使用料1,500円となっている。この領収書の宛先は「渋谷」となっているため、渋谷議員個人が開催した報告会の可能性について検証した。

明るい当別をつくる会ニュース第7号(2011年8月8日発行)に「9月の予定について」という記述があり、この中で、9月6日に百年会館、9月8日に西当別コミセン、9月27日に白樺コミセンと、今後3回の報告会・集会の開催案内がある。明るい当別をつくる会ニュースの中に他の2回の集会と同列に掲載されており、9月6日の百年会館の集会は明るい当別をつくる会が主催したものと判断した。よって、会議費14,300円は政務調査費で支出できない。

2 資料作成費

議会活動報告ニュース印刷代として 34,000 円を計上、4 件の領収書が添付されている。資料作成費として計上されているが、資料作成費は、議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（規則別表第 2）であり、不特定多数の町民に配布するためのニュース印刷代は、資料作成費ではなく広報費と判断した。広報費は政務調査費として認められない。

3 資料購入費

当別町地図として 2,100 円を計上、1 件の領収書が添付されている。領収書に記載の地図の名称は「街の達人 札幌便利情報地（図）」（（図）の文字は、字数制限により領収書に印字されていないが、同名の地図が販売されていることを確認している。）となっており、その中の 1 ページに当別町の地図が掲載されている。わずか 1 ページの情報のために、政務調査費を支出することに合理性や必要性を認めない。よって、当別町地図 2,100 円は政務調査費で支出できない。

朝日新聞の購読料として 17,456 円を計上、11 件の領収書が添付されている。私的活動に係る経費との区分が困難なもの（手引き第 4 項）は、政務調査費では支出できない。

4 事務費

コピー代として 1,720 円を計上、3 件の領収書が添付されている。平成 23 年 9 月 2 日に議会会議録複写代 1,030 円、9 月 16 日にコピー代 350 円、同じく 9 月 16 日にコピー代 340 円の支出をしているが、いずれも事務費として使途基準に合致している。（規則別表第 2）

宣伝カー燃料費として、28,882 円を計上、16 件の領収書が添付されている。領収書を見る限り、給油した自動車は自家用車か宣伝カーなのかは判然としないが、いずれにしても私的活動に係る経費との区分が困難なもの（手引き第 4 項）は、政務調査費では支出できない。

5 総括

今回、議会請求による監査の対象となった渋谷議員の平成 23 年度政務調査費について、監査を行った結果以下の結論に達した。

平成 23 年度に渋谷議員が政務調査費として支出した費用のうち、使途基準に合致した支出は事務費として計上されたコピー代 1,720 円だけであり、町長が渋谷議員に交付した平成 23 年度政務調査費 88,000 円から使途基準に合致した支出 1,720 円を差し引いた 86,280 円は、不適正な支出である。

地方分権の推進が一層進むことが予見される現在、議決機関、意思決定機関としての地方議会の責任は重大なものがある。当別町議会においても、議員一人ひとりが公職者としての高い倫理観と深い見識のもとに、自らの議員活動について町民に対する説明責任を果たすことが常に求められている。政務調査費とは議員の調査研究に資するため必要な経費として交付されるもので、その支出に当たっては、議員の良識と責任により町民から疑惑を持たれることの無いよう、その説明責任が求められることは当然のことであると考えます。

以上監査委員としての意見を付し、議会からの監査請求に対する報告とする。

当別町議会政務調査費の交付に関する条例

平成15年 3月17日条例第24号

改正 平成20年 9月 5日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、当別町議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務調査費は、当別町議会の会派(所属議員が2人以上の会派をいう。)又は議員の職にある者に対し交付する。ただし、議員の任期が満了する年度においては、その満了前の会派又は議員に対する政務調査費は、交付しない。

(会派に係る政務調査費)

第3条 会派に係る政務調査費は、当該会派の所属議員の数に年額120,000円を乗じて得た額を会派に交付する。ただし、年度の途中において議員となり、当該会派の所属議員となった場合の政務調査費は、任期の開始月からその年度末までの月数に10,000円を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員の数は、毎年度、4月1日(任期満了による一般選挙がある場合は、当該一般選挙後初めて会派が構成された日)における各会派の所属議員数による。

3 年度の途中において、会派の所属議員に辞職、失職、除名若しくは死亡、所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた年度の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務調査費)

第4条 議員に係る政務調査費は、毎年度、4月1日に在職する議員に対し年額120,000円を交付する。ただし、年度の途中において議員となった場合の政務調査費は、任期の開始月からその年度末までの月数に10,000円を乗じて得た額とする。

2 年度の途中において議員の辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた年度の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(交付申請)

第5条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者又は議員は、毎年度、4月1日(任期満了による一般選挙がある場合は、当該一般選挙後初めて会派が構成された日)から起算して30日以内に、別に定める様式により政務調査費交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定により、申請した事項に異動が生じたときは、別に定める様式により政務調査費交付変更申請書を町長に提出しなければならない。

3 年度の途中において、選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、会派の代表者又は議員は、任期開始の日から起算して30日以内に政務調査費交付申請書を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請に係る会派又は議員について、政務調査費の交付の決定を行い、別に定める様式により会派の代表者又は議員に通知しなければならない。

(交付請求及び交付方法)

第7条 会派の代表者又は議員は、前条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日以内

に、別に定める様式により政務調査費を町長に請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 年度の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該事由の生じた日までにを行った政務調査費に資するための経費として支出した総額を控除してなお残余がある場合は、速やかに当該残余の額に相当する政務調査費を返還しなければならない。
- 4 議員は、年度の途中において、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該事由の生じた日までにを行った政務調査費に資するための経費として支出した総額を控除してなお残余がある場合は、速やかに当該残余の額に相当する政務調査費を返還しなければならない。

(使 途 基 準)

第 8 条 会派又は議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

(経 理 責 任 者)

第 9 条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収 支 報 告 書)

第10条 会派の代表者又は議員は、その年度の政務調査費について、別に定める様式により収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日までの収支報告書を、消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員は、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日までの収支報告書を、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 4 前3項の収支報告書には、支出に係る領収書等の証拠書類を添付しなければならない。
- 5 議長は、前4項の規定により提出された収支報告書の写しを、別に定める様式により町長に送付しなければならない。

(政 務 調 査 費 の 返 還)

第11条 会派の代表者又は議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査費に資するための経費として支出(第8条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)した総額を控除してなお残余がある場合、当該残余の額に相当する政務調査費を町長へ返還しなければならない。

(収 支 報 告 書 の 保 存)

第12条 第10条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委 任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月5日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

改正 平成20年9月5日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、当別町議会政務調査費の交付に関する条例(平成15年当別町条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による政務調査費の交付申請については、政務調査費(会派)交付申請書(別記第1号様式)、条例第5条第3項の規定による政務調査費の交付申請については、政務調査費(議員)交付申請書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 条例第5条第2項の規定による申請した事項の異動による申請は、政務調査費交付変更申請書(別記第3号様式)により行うものとする。

(交付決定)

第3条 条例第6条の規定による政務調査費の交付決定の通知は、政務調査費交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(交付請求)

第4条 条例第7条第1項の規定による政務調査費の交付請求は、会派に係る請求については、政務調査費(会派)請求書(別記第5号様式)、議員に係る請求については、政務調査費(議員)請求書(別記第6号様式)により行うものとする。

(使途基準)

第5条 条例第8条に規定する使途基準は、会派に係る政務調査費については、別表第1、議員に係る政務調査費については、別表第2のとおりとする。

(旅費の算定基準)

第6条 政務調査のために要する交通費、宿泊費等の経費の算定基準は、当別町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和46年当別町条例第14号)の例によるものとする。

(収支報告書)

第7条 条例第10条第1項、第2項及び第3項に規定する収入及び支出の報告は、会派に係る収支報告書については、政務調査費収支(会派)報告書(別記第7号様式)、議員に係る収支報告書については、政務調査費収支(議員)報告書(別記第8号様式)により行うものとする。

2 条例第10条第5項の規定による収支報告書の写しの送付については、政務調査費収支報告書(写)送付書(別記第9号様式)により行うものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第8条 会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出(条例第8条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

附 則

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成20年9月5日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年2月9日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年度分から適用する。

別表第1（第5条関係）

項目	会派に係る政務調査費の用途基準
調査研究費	会派が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	会派が行う研修会及び講習会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会及び講習会等への所属議員の参加に要する経費（会場費、機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
会議費	会派における各種会議に要する経費（会場費、機材借上費、資料印刷費等）
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費（事務用品費、物品購入費、通信費等）

備考（ ）内は、例示である。

別表第2（第5条関係）

項目	議員に係る政務調査費の用途基準
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	団体等が開催する研修会及び講習会等への議員の参加に要する経費（会費、交通費、宿泊費等）
会議費	議員が行う町政に関する住民の要望及び意見等を聴取するための各種会議に要する経費（会場費、機材借上費、交通費、資料印刷費等）
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費（事務用品費、物品購入費、通信費等）

備考（ ）内は、例示である。

別記第1号様式（第2条関係）

別記第2号様式（第2条関係）

別記第3号様式（第2条関係）

別記第4号様式（第3条関係）

別記第5号様式（第4条関係）

別記第6号様式（第4条関係）

別記第7号様式（第7条関係）

別記第8号様式（第7条関係）

別記第9号様式（第7条関係）

1 政務調査費

政務調査費とは、地方自治法第 100 条第 14 項、第 15 項の規定に基づき制定された、当別町政務調査費の交付に関する条例および当別町政務調査費の交付に関する条例施行規則に基づき当別町議会議員の調査研究に資するために必要な経費として会派及び議員に交付されるもので議員の政治活動や個人的な活動など調査研究活動以外の経費に充てることはできない。

2 政務調査費支出にあたっての基本事項

- (1) 調査研究の目的が、町政と関連性があること。
- (2) 調査研究の支出に合理性・必要性があること。
- (3) 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。

3 政務調査費の使途項目

会派及び議員は、施行規則第 5 条の規定に基づき、別表第 1・第 2 に定める使途基準に従って政務調査費を使用するものとする。

別表第 1 (第 5 条関係)

項目	会派に係る政務調査費の使途基準
調査研究費	会派が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費(調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が行う研修会及び講習会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会及び講習会等への所属議員の参加に要する経費(会場費、機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会議費	会派における各種会議に要する経費(会場費、機材借上費、資料印刷費等)
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷製本費、原稿料等)
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費(書籍購入費、新聞雑誌購読料等)
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費(事務用品費、物品購入費、通信費等)

備考()内は、例示である。

別表第 2 (第 5 条関係)

項目	議員に係る政務調査費の使途基準
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費(調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	団体等が開催する研修会及び講習会等への議員の参加に要する経費(会費、交通費、宿泊費等)
会議費	議員が行う町政に関する住民の要望及び意見等を聴取するための各種会議に要する経費(会場費、機材借上費、交通費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷製本費、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費(書籍購入費、新聞雑誌購読料等)

事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費(事務用品費、物品購入費、通信費等)
-----	--

備考()内は、例示である。

4 政務調査費の支出ができない項目

政務調査費で支出できない項目と参考事例を以下に示す。なお、事例にない経費については、個別に判断する。また、私的活動との区分が困難な経費については、按分によらず支出できないものとする。

項目	参考事例
政党活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・党大会への出席、賛助金等 ・政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷・発送経費 ・政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む。) ・その他政党活動に関する経費
選挙活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙での各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成等の経費 ・その他選挙運動及び選挙活動に関する経費
後援会活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 ・後援会の事務所の設置維持経費(人件費を含む。) ・後援会主催の報告会等の開催経費 ・その他後援会活動に関する経費
私的活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔賤別費等(病気見舞い、香典、祝金、せん別、寸志中元・歳暮等慶弔電報、年賀状の購入、印刷等の経費等) ・冠婚葬祭への出席費用(葬儀、祝賀会、結婚式、祭り等) ・宗教活動経費(檀家総代会、報恩講、宮参り等) ・観光、レクリエーション、私的な旅行等に関する経費 ・親睦会又は飲食を目的とした会合、レクリエーション大会等の経費 ・議員が役職を兼ねている団体の理事会、役員会、総会等への出席に関する経費
私的活動に係る経費との区分が困難なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅の新聞購読料 ・携帯電話購入費 ・固定電話通話料、携帯電話通話料 ・自家用車のガソリン代
その他政務調査の目的に合致しない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ、会食、テープカット等を目的とした出席に要する経費(各種団体の総会等のあいさつのみの出席)(町内会、老人クラブ、婦人会の新年会等の会食のみの出席)(起工式、竣工式等への出席) ・事務所又は自動車の購入又は維持・修理に要する経費 ・社会通念上妥当性を越えた経費及び公職選挙等の法令の制限に抵触する経費(公職選挙法第199条の2〔公職の候補者等の寄付禁止〕等) ・調査研究活動に直接必要としない備品の購入等に要する経費(冷蔵庫、美術品、衣服等) ・議会内の親睦団体の会費 ・昼食・夕食代金